

平成11年12月
外務省科学原子力課

1. 総論 : 機関の効率的運営

(1) 名目ゼロ成長を目的とした予算の抑制

(2) 優先度を付した機関の運営

中長期計画の策定に参画、保障措置の強化・効率化、原子力安全関連事業の優先、技術協力事業の精査

2. 各論 : 個別案件への適時・適切な対応

(1) 意思決定への関与

●理事会メンバーとして常に意思決定に関与

●高級専門家会合（SEG）、保障措置実施常設諮問員会（SAGSI）、統合保障措置検討グループ等関連専門家会合への参加

●科学・応用局担当次長、査察部長、分析所長等の主要ポストへの邦人派遣

(2) 核不拡散

●原子力平和利用における独自の基本原則策定とその浸透

（参考）核兵器不拡散条約（NPT、1968年採択、我が国は76年批准）における我が国の主張

・ 核軍縮の推進

・ 原子力平和利用の研究・開発が阻害されないための措置

・ 核兵器国への保障措置適用

・ 非核兵器国の安全保障を確保するための措置（米、英、ソ三国による宣言）等

●INFCE（1977～80年）における複数の核燃料サイクルに対する国際的な認知

●北朝鮮の核疑惑への対応

●インド、パキスタンの核実験に対する理事会議長声明に関する調整

(3) 保障措置

●IAEA保障措置の構築への協力及び率先受け入れ

（参考）日本におけるIAEA保障措置の変遷

・ カナダ産天然ウランのIAEAを介する日本への供与（1959年：INFCIRC／3）
JRR3号炉用、世界初のケース

・ 日米協定に基づく保障措置の実施をIAEAに移管（1963年：INFCIRC／47）
研究炉に対するIAEA保障措置（1961年モデル協定：INFCIRC／26）適用
世界初のケース

・ H加協定に基づく保障措置をIAEAに移管（1966年：INFCIRC／85）
商用原発に対するIAEA保障措置（1965年モデル協定：INFCIRC／66）適用
世界初のケース

・ フルスコープ保障措置協定締結（1977年：INFCIRC／255）

NPTに基づくIAEAフルスコープ保障措置（1971年モデル協定：INFCIRC／153）適用

- ・ 追加議定書締結（1999年：予定）
 - ⅠAEA保障措置強化のための追加議定書（1997年モデル議定書：INFCIRC／540）適用
 - 大規模原子力先進国として初
- ⅠAEAの保障措置技術開発支援
 - 対ⅠAEA保障措置技術支援計画（JASPAS）、
 - 追加議定書の実施トライアル（拡大申告、補完アクセス等）

(4) 原子力安全

- ⅠAEAの各種原子力安全及びPA関連事業への財政的支援（特別拠出）、及び専門家の派遣

(5) 原子力利用・開発

- 技術協力基金への財政支援
- 地域協力への技術的・人的貢献（RCA等）

3. 今後の課題

国際社会が求めるⅠAEA像、即ちその性質と事業の座標軸の変化を見据えた、適時・適切な対応、事業への優先度の付与等を通じた我が国の国益の確保

(1) 核不拡散担保機関としてのⅠAEAの活用

- 保障措置効率化に伴う一時的財政負担増への対応
- 追加議定書の普遍化促進、及び
 - 統合保障措置における合理的な保障措置実施方針の確立
- イラク、北朝鮮等核疑惑への対応
- 解体核への保障措置適用の確保（財政基盤確保のための方策を含む）
- カットオフ条約（FMCT）検証制度への技術提供
 - （現行のⅠAEA保障措置制度活用のは非を含む）
- 核密輸に関する情報管理強化
- 核物質防護強化のための諸施策の検討（核物質防護条約見直しのは非を含む）
- 中東和平促進への側面支援（イスラエルの理事会参加、中東非核化構想等を含む）

(2) 原子力安全推進機関としてのⅠAEAの活用

- ⅠAEAを通じた東海村事故の透明性確保
- ⅠAEAを通じた原子力安全文化の普及
 - （途上国における規制機関の設立支援を含む）

(3) 途上国の原子力開発支援機関としてのⅠAEAの活用

- 技術協力基金の適切な事業別配分
 - （技術協力対象国としての適否のクライテリア検討、個別事業の精査等を含む）